

随意契約結果（工事・役務）

（水道事業会計）

令和4年5月契約分

連番	契約番号	工事又は業務委託の名称 (場所)	契約締結日 (期間)	契約の相手方の商号又は名称 (住所又は所在地)	契約金額 (円)	随意契約によることとした 法令の根拠条文及び理由	備考
1	27	津山第2調整池No. 3送水ポンプ分解整備工事 (津山市 草加部 地内)	令和4年5月9日 〔令和4年5月9日 ～ 令和5年1月27日〕	新菱工業(株)中国営業所 〔広島県広島市中区大手町二丁目 7-10 広島三井ビル15階〕	15,433,000	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 (工事対象設備が既設の設備と密接不可分の関係にあり、契約対象業者以外に施工させた場合著しい障害が生じる恐れがある)	
2	28	津山第2中継ポンプ場No. 1送水ポンプ修繕工事 (津山市 草加部 地内)	令和4年5月9日 〔令和4年5月9日 ～ 令和5年1月27日〕	新菱工業(株)中国営業所 〔広島県広島市中区大手町二丁目 7-10 広島三井ビル15階〕	34,980,000	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 (工事対象設備が既設の設備と密接不可分の関係にあり、契約対象業者以外に施工させた場合著しい障害が生じる恐れがある)	
3	32	小田中浄水場No. 4送水ポンプ分解整備工事 (津山市 小田中 地内)	令和4年5月23日 〔令和4年5月23日 ～ 令和5年1月31日〕	株佐藤管材工業 〔岡山県岡山市北区大内田830-2〕	10,780,000	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 (工事対象設備が既設の設備と密接不可分の関係にあり、契約対象業者以外に施工させた場合著しい障害が生じる恐れがある)	
4	37	小水力発電整備工事 (津山市 小田中 地内)	令和4年5月25日 〔令和4年5月25日 ～ 令和5年3月15日〕	株川本 〔岡山県岡山市北区芳賀5320-1〕	1,815,000	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 (機械器具設置業者)	
5	38	上水道管網システム水管橋管理機能構築委託 (津山市 山北 地内)	令和4年5月25日 〔令和4年5月25日 ～ 令和5年2月28日〕	株アイ・サポート 〔岡山県岡山市北区芳賀5320番地 2〕	1,419,000	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 (工事対象設備が既設の設備と密接不可分の関係にあり、契約対象業者以外に施工させた場合著しい障害が生じる恐れがある)	
6	41	油木上第2加圧ポンプ室No. 2送水ポンプ修繕工事 (津山市 油木上 地内)	令和4年5月25日 〔令和4年5月25日 ～ 令和5年3月10日〕	岡山電業(株) 〔岡山県岡山市北区野田屋町1-8- 13〕	1,584,000	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 (当該業務に精通した業者)	